

保育士修学資金返還猶予申請書

年 月 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号

住 所 〒

氏 名

電話番号

下記のとおり保育士修学資金について返還猶予を申請します。

貸付期間		累計借入額	返還猶予申請期間
年 月～ 年 月		円	年 月～ 年 月
猶予理由 ※該当番号に☑をつける ()内の該当理由にも○をつける	<input type="checkbox"/> 1 貸付解除後も在学中 <裏面 添付書類①> <input type="checkbox"/> 2 横浜市内の指定施設において保育士業務に従事中 <裏面 添付書類②> <input type="checkbox"/> 3 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産・介護・人事異動ほか) <裏面 添付書類③> <input type="checkbox"/> 4 その他		
説 明 ※具体的に			

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

上記において 2 の理由を選択された場合は、必ず下記も記入のこと

法人・施設名称			
施設等種別			
所在地	〒	TEL	
従事開始日	年	月	日

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

横浜市社会福祉協議会会長

(従事先)
法人・施設名

(印)

施設長職名及び氏名

返還猶予について

以下の理由に該当する場合は、返還猶予申請を行うことができます。

猶予理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還猶予について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項4号又は第6号若しくは第7号に該当し、修学資金の貸付契約を解除され、その後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

〈添付書類〉

- ①規則第13条第1項第1号に該当する者
 - ・養成施設在学届 (様式第9号)
 - ・在学証明書
- ②規則第13条第2項第1号に該当する者
 - ・保育士業務従事届 (様式第10号)
- ③規則第13条第2項第2号に該当する者
 - ・当該事実を証明する書類